

「講義棟映像設備（プロジェクター等）更新工事」仕様書等に対する質問の回答

令和 8 年 7 月 10 日 回答

番号	質問	回答
1	■一般競争入札公告 3「入札参加条件」(2)オ 関連 「過去に同種工事の施工実績を有すること」とありますが、民間工事でも構いませんか？	公告 3「入札参加条件」(2)オ の「過去に同種工事の施工実績を有すること」については、施工実績の発注者を地方公共団体又は国等に限定するものではありません。 したがって、入札参加条件としては、同種工事に該当する施工実績であれば、民間工事であっても差し支えありません。 なお、入札保証金及び契約保証金の免除要件については、公告及び入札説明書に記載のとおり、別途定める条件によりますので、ご注意ください。
2	■入札参加資格確認申請書 末尾※オ 関連 「過去に同種工事の施工実績を有することを証明する書類の写しを提出すること」とありますが、元請けからの注文書（物件名にプロジェクター設置の記載があるもの）でも差し支えありませんか。	注文書のみでは、当該工事が完了したことを確認できないため、施工実績を証明する書類としては不十分です。 注文書を提出する場合は、併せて当該工事の完了を確認できる書類（履行証明書、注文先へ提出した工事完了報告書等）の写しを提出してください。 なお、これらの書類の提出が困難な場合は、工事の完了を客観的に確認できるその他の書類（例：当該工事に係る代金の入金を確認できる書類等）を提出してください。
3	■入札参加資格確認申請書 末尾※オ 関連 上記で注文書等を提出する場合、必要事項は何が記載されていればよいですか。また、契約金額は黒塗りでも差し支えありませんか。	提出書類については、施工実績の確認に必要なため、少なくとも発注者名、工事名（工事内容）、契約日等が確認できるものを提出してください。 また、契約金額については、同種工事としての規模を確認するための参考としますので、黒塗りは行わず提出してください。
4	■仕様書 関連 プロジェクターのメーカーは揃える必要はありますか。 例えば、小ホール・中ホールはRICOH、大講義室・中・小講義室はEPSONとすることは可能ですか。	プロジェクターのメーカーを統一する必要はありません。 仕様書に定める性能及び要件を満たす機器であれば、ご質問のように設置場所ごとに異なるメーカーの機器を組み合わせで提案いただいても差し支えありません。